

こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業) 保育の留意点

1 保育の意義

人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期であるこどもの生誕前から幼児期までの「はじめの100か月」において、全てのこどもの育ちを等しく切れ目なく保障するために、こどもがおとなの「アタッチメント(愛着)」を土台として、「遊びと体験」を繰り返しながら成長していくことを「保育」を通して支援・応援していく。

2 保育提供時の留意点

(1)安全確保に必要な条件

1)職員の配置基準

- ・乳児 3人につき1人
- ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 6人につき 1人

誰でも通園制度(以下通園制度)を実施する日時に、専ら従事する職員が必要となる。通園支援を実施していない日時に、その職員が通常保育や一時預かり事業などの他事業に従事することは可能。

2)「専ら従事する職員」の人数・資格について

① 保育所・認定こども園(以下「保育所等」と一体的に事業を行う場合

- ・保育所等の保育従事者による支援が受けられる場合は保育士1名以上必要。
受入可能児童数は専任保育士が処遇できる人数まで
- ・保育所等の保育従事者による支援が受けられない場合は保育従事者が2名以上必要。(うち保育士1/2以上)

ただし、保育所等と合同保育をする場合、在園児と通園制度の利用児童を合わせた児童数に応じ、人員配置基準を満たす必要がある。

② 保育所等と一体的に事業を行わない場合は保育従事者が2名以上となる。

(うち保育士1/2以上)

※保育士以外の保育従事者は子育て支援員研修または、家庭的保育基礎研修と同等の研修を修了した者

※保育所の主任保育士や給付費(委託費)で、保育所の主任保育士や、認定こども園の主幹保育教諭および1号の学級担任など、「専任」が基本分や加算の要件となっている場合は、その職員を通園制度専任とすることで、給付費(委託費)の金額が変わる場合があります。

(2)事前面談等の実施

- 1)慣れるまでの時間がかかるこどもの対応として、施設併設の「子育て支援センター」を親子で複数回利用してもらい、こどもも保護者も不安なく通園できるようにする。
- 2)「子育て支援センター」利用時に事前面談を行い、こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報やこどもの特徴、保護者の意向等を把握する。
- 3)実施時間は、こどもの様子を保護者と共有しながら、こどもが施設で過ごす時間をどのように調整するか、保護者の意向も踏まえて検討する。

(3)重大事故の防止

低年齢のこどもを受け入れるに当たっては、関係する職員全員が、「教育・保育施設における事故防止及び事故発生時対応のためのガイドライン」等を活用し、重大事故の発生しやすい場面について理解し、必要な対策を取ることを。

(4)食事の提供

- 1)離乳食の提供体制や体調不良、食物アレルギー等、個々の状況に応じた対応が可能かどうか検討し、食事の提供を行うか、行わないかについては事業者が判断する。
その上、利用者に対応の可否・対応状況がわかるように周知する。
- 2)提供を行う場合は、「児童福祉施設における食事の提供ガイドライン」を参照し、衛生管理や栄養管理、個々の離乳等の状況に応じた対応など適切な実施体制を確保する。
特に食物アレルギーを有するこどもについては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を参照し、医師の診断および指示に基づいた対応を行う。

(5)通園制度の特性に応じた運営

- 1)こどもの在園時間や利用頻度が違うこと、日々利用する子どもが異なることなど、保育所等における保育とは状況が異なることを踏まえて運営する。
- 2)こどもが施設に慣れるまでの対応が分散的であること、様々な時間帯で受け入れと受け渡しがあること、毎日こどもの顔ぶれが違うこと等、通園制度の特性に応じて、人員配置や業務分担、勤務シフトや職員間の情報共有を行う。
- 3)施設長や運営の責任を持つ役職者は、こうした通園制度の特性を考慮した適切な運営を行う。

(6)年齢ごとの関わり等の留意点

- 1)発達にふさわしい魅力的な玩具や安全に配慮し整えられた環境、発達に応じて基本的生活習慣が身につけやすい環境など、こどもの育ちに適した環境を整える。
- 2)乳児は疾病に対する抵抗力が弱いことなどを踏まえ、適切な環境を確保する。
- 3)1歳以上のこどもを受け入れる場合は、自分でできることが増えてくる時期であること等を踏まえた、適切な環境を確保する。
- 4)一人ひとりが落ち着いて過ごせるよう配慮するとともに、それぞれの生活リズムの構築に向け、保護者と情報共有しながら配慮していく。
- 5)在園児との合同実施の場合、利用こどもと在園児との生活リズムが違うことに配慮した生活の流れとなるよう留意する。

(7)特別な配慮が必要なこどもへの対応

1)障がいのあるこども

- ①障がいのあるこどもの保護者から利用の相談や申し込みがあった場合、面談や文書等によりこどもの特性や状態、保護者の状況等を丁寧に把握し、受け入れ可能性について検討する。
- ②保護者に対して、受入れに関する方針や留意事項等について細かく説明し、同意を得た上で、必要な医師の診断書等の情報提供を依頼する。
- ③利用可能枠の範囲内において、障がいのあるこどもの受入を行うが、職員配置や施設の機能等の理由により受入が困難な場合は、具体的な理由と共に市に報告を行う。また、必要に応じて市に助言を求める。

2)医療的ケアを必要とするこども

医療的ケアを必要とするこどもの受入れに当たっては、「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」等を参考にし、適切かつ安全に医療的ケアを提供することはもちろんのこと、こども同士が安心して交流できるよう、医療的ケアに配慮したこども相互の関わりや関係作りを支援する。

3 計画と記録

(1)計画

通園制度の利用頻度や間隔、こどもの育ち、家庭状況が様々なことを踏まえて、保育士等がこどもや家庭の実態をきめ細やかに把握するとともに、利用時の状況を丁寧に観

察しながら、具体的な活動やこどもへの配慮が適切に展開されるよう、一人ひとりのこどもの実態に応じたデイリープログラム等の指導計画を作成する。

こどもの利用状況に応じて期間を設定した個別の計画を作成する。

- ① 利用開始当初は、利用こども一人ひとりの家庭での生活リズムや心身の状態に配慮した上で、次回の具体的な活動の内容を計画する。
- ② 継続利用こどもの場合には、こどもの実態に合わせつつ、中長期的なこどもの育ちを勘案し、具体的な活動の内容や展開に関する指導計画を作成する。

(2)記録

通園制度における記録としては、保護者にこどもの状況を伝え家庭での子育てに役立てていただく観点や、次回利用する際の保育所等における計画作成に生かす観点から、事業の実施内容確認のための記録とこどもの育ちを支援するための記録を行う。

1) 事業の実施内容確認の記録

活動やこども、保護者に関する事柄等、職員間で共有すべき事項を簡潔に記録する。

2)利用こどもの育ちに関する記録

- ①利用こどもの特性や育ちの経緯を職員間で共有できる記録を作成し、受け入れる環境や対応の在り方をはじめ、活動の内容などを振り、今後の受入れの充実を図る。
- ② 保護者とのやり取りを通じた主な気づきを記録し、よりよい関わりや信頼関係の構築につなげる。

4保護者への対応

- 1) 各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、自己決定を尊重する。
- 2)保育者の専門性や同年代のこどもが一緒に過ごしている環境などの特性を生かし、保護者がこどもの成長に気づき子育ての喜びを感じられるように努める。
- 3)一人ひとりの保護者の主体性を尊重し、傾聴する姿勢をもって寄り添い、ありのままを受け止める受容的な態度を保つこと。
- 4)保護者が安心して話ができる状態が保障され、プライバシーの保護や秘密保持が守られていること。

5要支援家庭への対応上の留意点

通園制度によりこれまで把握が困難だった支援が必要な子どもについて、児童虐待の未然防止や要支援児童等の早期発見に結び付けていくきっかけとなるため、気になることもや保護者を把握した場合には、市・相談機関等の関係機関と組織的な連携の下、保護者との信頼関係を構築していく。